

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成31年2月19日（火） 午後1時00分
- 2 会議場所 花巻保健センター2階 集団指導室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
 - (1) 諮問第1号 平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
 - (2) 諮問第2号 平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。
 - 被保険者代表委員
 - 委員 神山 まさ子
 - 委員 瀬川 行夫
 - 委員 高橋 好子（遅参）
 - 委員 金澤 千加子
 - 保険医又は保険薬剤師代表委員
 - 委員 三浦 良雄
 - 委員 中館 一郎
 - 委員 八重樫 寿人
 - 委員 山田 裕司
 - 公益代表委員
 - 委員 藤本 莞爾
 - 委員 中村 良則
 - 委員 川村 優子
 - 被用者保険等保険者代表委員
 - 委員 阿部 徹
- 6 会議を欠席した委員は次のとおりである。
 - 委員 白藤 教雄
 - 委員 四日市 吉則
- 7 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長	上 田 東 一
健康福祉部長	熊 谷 嘉 哉
財務部市民税課長	佐 藤 多 恵 子
財務部収納課長	小 原 一 美
健康福祉部健康づくり課長	及 川 牧 雄

健康福祉部国保医療課長
健康福祉部国保医療課課長補佐
健康福祉部国保医療課国保係長

畠山敬志
加藤充
晴山達也

(開会 午後1時00分)

国保医療課長（畠山敬志君）

委員の皆様には、ご多忙の折、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。国保医療課の畠山が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。はじめに、上田市長よりごあいさつを申し上げます。

市長（上田東一君）

今日はお忙しい中、また、あたたかい2月であるとはいえお寒い中、委員の皆様にはご出席いただきまして大変ありがとうございます

国民健康保険につきましては、花巻市内で利用世帯あるいは利用者数ともに年々減ってきている状況でございます。しかしながら、やはり市民の健康守るために大事な制度でございます。

昨年4月からは枠組みが変わり、県が財政運営の中心になったわけですが、実質的にはあまり大きな変化は無い感じがしております。また、昨年4月から国民健康保険税を下げさせていただきまして、結果的に平成30年度については、財政調整基金の取り崩しまでは必要ないのですが、単年度収支で見ますと少し赤字となる見込みです。

その中で、今回は平成30年度の補正予算と、来年度の予算を皆様にご審議を賜ることになっております。

来年度以降、これは想定されていたところではございますけれども、やはり赤字を見込んでおりまして、これまでに積み上がっている基金の取り崩しが出てくると想定されております。これは、将来のことを考えて今の被保険者の方々に必要以上の国保税を負担いただくわけにはいかないということから、基金を活用しようとするものです。国保税を下げた結果として、こういうことが出てきますけれども、来年度以降、数年間は今の基金の取り崩しで対応できると予想されているところではございます。

そういうことも踏まえまして、今年度の補正予算、これは実質的には自動的に出てくるものに近いわけではございますけれども、これについての審議と、来年度の予算についての審議を皆様にお願申し上げます。よろしくお願いたします。

国保医療課長（畠山敬志君）

それでは、市長より諮問を行います。

(市長から会長へ諮問書手交)

国保医療課長（畠山敬志君）

次に花巻市国民健康保険運営協議会会長からごあいさつをお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、当協議会の円滑な運営へのご協力に対して、心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

ただいま市長より、平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算、平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算の2件について諮問を受けたところがあります。

昨年4月から国民健康保険の都道府県化となり、1年が経過しようとしているところですが、新制度のスタートにあたっては、県と市のそれぞれの役割にに応じて事務を進めていただき、大きな混乱もなく今日まで推移しているものと感じております。

また、昨年11月には研修会を開催させていただきました。都道府県化前の最後の決算状況等について説明を受け、本日は、2年目の予算について審議することになっております。

限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のないご意見等を頂戴しながら、会議がスムーズに終わられますよう、心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

国保医療課長（畠山敬志君）

ありがとうございました。

ここで、上田市長には別の用務がございますので、退席させていただきます。

（市長退席）

（配布資料の確認）

国保医療課長（畠山敬志君）

本日の協議会には、四日市委員と白藤委員とから、欠席する旨の申し出がありました。また、高橋委員は、若干遅れての出席予定と伺っております。

現時点におきまして、定数14名中11名の出席となっております。花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。会議に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長が当たることとなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、議長を務めさせていただきます。

最初に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、神山まさ子委員と金澤千加子委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

諮問第1号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号について）」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

議長。

(健康福祉部長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

諮問第1号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算につきましては、現在、財政担当部署において予算書（案）を調整中でありますことから、大変申し訳ありませんが、概要版資料での説明となりますことをご了承願います。

資料1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ「2億6,203万9千円」を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「90億6,218万2千円」とするものであります。

補正の内容につきましては、県支出金ほか各歳入の最終見込みによります整理並びに保険給付費の決算見込みによる整理が主な内容であります。

それでは、具体の説明に入らせていただきます。

国保財政につきましては、歳出額に応じまして、歳入額を確保するというものでございますので、最初に事項別明細書の「歳出」からご説明いたします。

2ページをお開き願います。

第2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費、19節 負担金補助金及び交付金の「9,974万2千円の増」から、2款 保険給付費、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助金及び交付金の「2,917万6千円の増」までにつきましては、それぞれ保険給付費の最終見込みによるものであります。

7款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金、25節 積立金「1億3,312万1千円の増」は、後年度の財政負担に備え国保財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、「歳入」のご説明をいたします。

1ページにお戻り願います。

4款 県支出金、1項 県補助金、1目 保険給付費等交付金、1節 普通交付金「1億2,891万8千円の増」につきましては、「歳出」の保険給付費等の最終見込みに伴う「歳入」の見込みによるものであります。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基金安定繰入金「2,630万8千円の増」、3節 その他一般会計繰入金

「1,260万4千円の減」及び 2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「2億3,553万8千円の減」につきましては、それぞれ最終見込みによる整理であります。

7款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金「3億5,495万5千円の増」は、前年度からの繰越金であります。

以上、「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い

願いを申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「平成30年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。

続きまして、諮問第2号「平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

議長。

（健康福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

諮問第2号「平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

具体的に予算の説明に入ります前に、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに「参考資料1 花巻市国民健康保険事業の状況」についてご説明申し上げます。

資料の1ページには、上段に「被保険者の推移」、中段に「前期高齢者数（65～74歳）、介護保険第2号被保険者数（40～64歳）の推移」、下段に「保険給付費の状況」を掲載しております。

また、2ページには、上段に「1人当たりの保険給付費の状況」、中段に「国民健康保険税調定額の状況」、下段に「1人当たりの国民健康保険税調定額の状況」を掲載しております。

1ページの被保険者数につきましては、後期高齢者医療制度への移行が大きな要因となり減少傾向で推移しておりますが、一方、被保険者の中に占める高齢者の割合が高くなっております。全体の保険給付費につきましては、2ページにございますとおり、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより1人当たりの保険給付費は増加しているものの、先程の被保険者数の減少もあって減少傾向となっております。

国民健康保険税につきましては、平成30年度におきまして、都道府県化に

伴い岩手県が示す市町村標準保険税率に基づき、課税方式における資産割を廃止して3方式とし、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のバランス調整のために税率を改正したところで、現年課税分並びに一人当たりの国保税調定額が一気に減少する見込みとなっております。

このため、今後の国保財政の運営に当たっては、当面の間は財政調整基金を活用していくこととなりますが、国の財政支援の動向や基金残高の推移を今以上に注視して参りたいと考えてございます。

「参考資料2 平成31年度花巻市国民健康保険事業計画」をご覧くださいと存じます。

先ほど、参考資料1によりご説明いたしました本市の国民健康保険の状況を踏まえて、1ページの中段から国保事業計画の基本方針として、(1)国保財政の健全運営、(2)適正賦課の推進、(3)国保税収納促進、(4)国保資格適用の適正化の推進、(5)医療費適正化、(6)保健事業の推進、(7)広報活動の充実の7項目を示しております。2ページにはそれぞれの重点事項を記載し、3ページ以降はその項目ごとに、現状、目標、実施方法を記載しております。

平成31年度において、この事業計画に基づき、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保するため、引き続き国保税の収納率向上に努めるとともに各種の保健事業の推進や医療費適正化事業の実施に努めて参ります。

「参考資料3 平成31年度花巻市国民健康保険特別会計当初予算について」をご説明いたします。

資料には、平成31年度予算のポイント、国民健康保険の財源構成並びに予算の積算方法等について掲載しておりますが、ここでは、予算の積算方法についてご説明申し上げます。

はじめに保険給付費につきましては、平成30年度見込みの1人当たりの保険給付費に、花巻市の過去の給付費の平均伸び率を乗じて31年度の1人当たりの保険給付費を算出した上で、31年度の加入者見込数を掛け合わせて積算しております。

国保税につきましては、【平成31年度の予算のポイント】に記載しております、税制改正、所得の状況及び被保険者数の減などを勘案して見込んでおります。

「参考資料4 予算構成の概要」についてご説明申し上げます。こちらには、平成31年度歳入歳出予算の総額82億2,175万1千円について、予算科目ごとの予算額と予算に占める割合、予算科目の説明を掲載しております。

歳入につきましては、最も割合が多いのは県支出金で、歳入全体の7割を占め、予算額は「59億4,857万2千円」となっております。国保税は、「13億3,303万5千円」で、全体の16%となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が歳出の7割を占め、「58億277万6千円」となっております。以下、国民健康保険事業費納付金の割合が26%となっております。

それでは、予算について具体の説明に入らせていただきますが、平成31年

度当初予算についても、現在、予算書（案）を調整中でありますことから、大変申し訳ありませんが、概要版資料での説明となりますことをご了承願います。

では、平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算概要版により説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「8億2,175万1千円」と定めようとするものであります。

以下、ご説明申し上げます。

本特別会計は、歳出額に応じて歳入額を確保するというものでありますので、最初に歳出からご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

歳出1款 総務費につきましては、説明を省略させていただきますして、2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費「49億5,207万9千円」から、5目 審査支払手数料「1,865万円」までにつきましては、それぞれ平成30年度医療費見込みに対して、平成31年度の医療費の伸びや被保険者数を見込んだものであります。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費「7億4,340万2千円」から、4目 退職被保険者等高額介護合算療養費「50万円」につきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

3項 移送費から5項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものでありますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費、1目 一般被保険者医療給付費「15億2,034万5千円」から、3項 介護納付金、1目 介護納付金「1億6,814万3千円」は、県が岩手県全体の医療給付費等を見込んだ上で、市町村ごとに決定された納付金を県に納付するものであります。

4款 共同事業拠出金及び5款 財政安定化基金拠出金は説明を省略させていただきます。

5 ページをお開き願います。

6款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費「1億1,414万9千円」は、医療費の適正化を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査に係る経費であり、特定健康診査業務委託「8,802万5千円」が主な内容であります。

2項 保健事業費、1目 保健活動費「1,906万3千円」は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のための医療費適正化対策として、各種の保健事業を行うものであります。

7款 基金積立金から、10款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきますして、1ページにお戻り願います。

歳入1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、「13億3,

303万5千円」であります。

2款 使用料及び手数料及び3款 国庫支出金は説明を省略させていただきます。4款 県支出金、1項 県補助金、1目 保険給付費等交付金「59億4,857万1千円」は、保険給付費等に対する県補助金であります。

2項 財政安定化基金交付金は説明を省略させていただきます。2ページをお開き願います。

5款 財産収入は説明を省略させていただきます。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金「5億9,520万5千円」につきましては、一般会計からの法定繰入金であります。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金「3億594万7千円」は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成31年度末残高は約15億2千万円と見込んでおります。

7款 繰越金、8款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（阿部委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、阿部委員どうぞ。

阿部委員

協会健保の阿部と申します。

参考資料2の事業計画の関係で、特定健康診査・特定保健指導の項目のうち、特定健診の受診率につきましては全国平均よりも高く、また、岩手県の中でもかなり高い数字を示していらっしゃるとお見受けしているところですが、それでも27年度から段々と下がっていらっしゃるようで、また31年度は54%という目標を掲げいらっしゃるわけですが、受診率向上のための何か特別の施策とか、実を言いますと協会健保でも特定健診の受診率がなかなか上がっていかないところでして、もし何かそういった取り組みがございましたら、参考までにご教示いただければと思っております。

（健康づくり課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

健康づくり課長。

健康づくり課長（及川牧雄君）

お答えいたします。

受診率につきましては、まだすっかり確定したわけではありませんが、平成30年度は50.0%という数値です。

ご指摘のとおりちょっと下がり気味なので、私どもでは夕方検診とか土日検診

に力を入れておりますけれども、その他に、国・県のほうが全国で説明会を開催して推奨しております、AIを用いた受診案内勧奨というものに取り組もうと考え、31年度予算に計上しようとしております。

受診率向上策を全国的に展開している専門の業者が、ある程度の受診率上昇の実績を上げているようであり、花巻市もこの手法を取り入れてみようかなと考えているところです。

会長（藤本莞爾委員）

阿部委員、よろしいですか。

阿部委員

ありがとうございました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

（瀬川委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、瀬川委員どうぞ。

瀬川委員

ジェネリック医薬品の普及促進についてお尋ねします。

実は、私も通知を頂いたことがある1人なのですが、ある薬局では薬局の方からの勧めによりジェネリック医薬品を選択しましたが、別の薬局では全く尋ねられなかったため、市からの通知を頂いて初めて先発品を処方されていたことに気が付くということがありました。

後でその薬局さんに聞いたところ、私が退職教職員互助会の会員であり、毎月の自己負担を補填される制度があるため、ジェネリックを使わなくても私の個人的な支払いは増えないことから、ジェネリックをお勧めしませんでしたと言われました。もしかすると、薬局さんとしては、ジェネリックでない方が、収入が大きいといった理由もあったのかも知れません。

事業計画を見ますと、年3回の通知を予定していて、昨年度は1回あたりの通知予定数が1,600件でしたが、それが今年度は1,200件となり400件も減っていますので、これはお知らせの成果なのだろうと思いますが、個人に対するジェネリック利用促進の通知のほかに、薬局の方にもそういった広報ないしお願いをしているのかどうかお伺いします。

もう一件、別件なのですが、中部医療ネットに私も登録したのですが、私が今、定期的に通っている病院は2つありまして、1つは消化器関係で、そちらの方で詳しい血液検査をしているのですが、そうした検査結果は、高血圧で受診しているもう1つの病院へは資料が提供されるものなのか、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

1点目のジェネリックの件につきましては、薬剤師会さんの方でもご尽力いた

だいている部分もあろうかと思えますし、私が聞き及んでいるところでは、調剤報酬について、その薬局でのジェネリック調剤の割合によって診療加算が得られるように、昨年あたりからなったと聞いております。

国全体の目標では、平成32年までにジェネリックの割合を80%にするとしておりますが、花巻市の実績としては参考資料の方にもありますが、直近の30年5月で77%に達してございまして、来年、再来年の早い時期には国の目標80%に達するのではないかと考えております。

また、それ以上の部分につきましては、やはり診断・処方するお医者さんの判断でジェネリックではない正規の薬剤を使ったほうが良い場合や、副作用とかそういう面でいろいろあるようですから、全体では80%が限界じゃないのかなという認識を持ってございますけれども、もし山田先生（薬剤師会会長）の方から何か補足等があれば、お願いしたいと思えます。

会長（藤本莞爾委員）

山田委員。

山田委員

ジェネリックに関しましては、市内には60薬局ぐらいありますけれども、おそらく大半の薬局さんではジェネリックを積極的に勧めていらっしゃると思えます。先ほど課長さんから花巻市は77%と説明がありましたが、実は岩手県は全国的にもジェネリックの率はかなり上位のほうであり、花巻もいずれは80%近くになるだろうと思えます。

また、おそらく大半の薬局では、医薬品の一般名で書かれた処方箋に関しては、基本的にジェネリックを出しているだろうと思えます。一方、処方箋に変更してはならないという指定のある医薬品については、どうしても先発品のもので出すこととなりますし、患者さんのなかには、今まで先発品のお薬を飲んできて体調的にも安定しているので、わざわざジェネリックに変えたくないという意向の方もいらっしゃいますので、100%まで行く事はないだろうと思っておりますけれども、80%を超えれば世界的なレベルと同じ位まで到達したと言えるところでございますし、大半の薬局さんは推進する方向でやっていると思えます。

（健康福祉部長、挙手）

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

議長。

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

岩手中部医療情報ネットワークのお話がありましたので、現在の状況をお話しさせていただきます。手元に資料を持ってきておりませんので、具体的な数字等のお話はできませんが、まさに瀬川委員さんがお話しされたそれぞれの医療機関ごとの検査データ等を情報共有するというのが本ネットワークの大きな目的でございます。

ただし、走り出してまだ2年目でございますので、今年の9月までに中部圏域（花巻市・北上市・遠野市・西和賀町）の人口の概ね約10%にあたる20,000人

の登録を目標として頑張っておりますが、現在は10,000人にちょっとまだ欠けている状況でございます。また、加入施設についても医療機関さん、薬局さん、歯科医院さんとか介護事業所さんでも、現在積極的に加入促進を図っている途上でございますので、例えば瀬川委員さんの検査情報が、行ったすべての医療機関の中で情報共有されるのかということ、その医療機関さんの参加有無によっては、まだ情報共有ができない場合もございます。

そのため、それぞれの医師会さん、歯科医師会さん、薬剤師会さんも中心となりながら、まずは加入機関を増やしていくということ、同時に、市のほうも積極的に協力しながら加入者（利用者）も増やしていくことによって、医療情報が効果的に共有され、適切な診療とかいろいろな相談に役立つものと思っておりますので、今後ともそれぞれの役割に基づいて頑張って努力してまいりたいと考えております。

（瀬川委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、瀬川委員どうぞ。

瀬川委員

そうすると消化器のお医者さんの方は加入しているのですが、大迫診療センター（高血圧で受診）の方は、ネットで調べると該当施設に入っていなかったもので、検査データをもらって届けたほうが良いということになりますね。

（健康福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

例えば、これまでも紹介状とかそうした形で、医療機関の間での検査データのやり取りについては、行われていることでもありますから、そのような場合でも適切な情報共有は図られるものと思っておりますが、やはりネットワークに加入していただくことにより、患者さんの同意に基づいてネットワークを利用した情報共有ができるようになりますので、やり取りに関する手続きが少なくなるという利点もございますので、今後とも加入促進を頑張ってまいりたいと思います。

会長（藤本莞爾委員）

瀬川委員、よろしいですか。

瀬川委員

ありがとうございました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

（中村委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員どうぞ。

中村委員

どこかで聞き逃したかもしれないので、確認させていただきたいのですが、参考資料2の3ページ下のところで、(2)財政の状況の①単年度収支の状況について

て、29年度の約4億8千万円から、30年度は678万円へと大きく下げられています。この要因は何でしょうか。それから、次年度以降もこの状態が続くのか、あるいは元に戻るのか、どうなのでしょう。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

お答えいたします。

単年度収支につきましては、29年度まではいわゆる国保税の改正前であり堅調に推移しておりましたが、30年度の税率改正により実質税収が下がっていることが一番の要因となっております。また、31年度以降につきましても、おそらくこの単年度収支の赤字が続きます。赤字になる分につきましては財政調整基金、今年度補正予算で29年度からの繰越分を積むと18億円ほどになるのですが、当面の間は税率改正をせずに財政調整基金を取り崩ししながら、将来的には基金残高を注視しつつ、国の財政支援措置とかそういった部分の状況を見極めながら対応してまいりたいというところでございます。

(中村委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員どうぞ。

中村委員

そうだろうとは思っていたのですが、ただ、今年（31年度）も結構な額をこの財政調整基金から組み入れたと思いますが、それだと6～7年しかもたない勘定じゃないかという気がするのですけれども、その間に国の制度改正があるだろうという見込みでしょうか。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

国の財政支援が今後も永続的に続くとは思っておりませんが、ただ、国保財政自体はどこの市町村も同じような状況でありますので、国に対しては財政支援を引き続き強く求めていくと同時に、花巻市としては財政調整基金があるので、委員さんが6～7年とおっしゃったところの具体的な時期は今お示しすることはできませんが、そういう感覚を持たれても差し支えないところもあるかと思えます。そして、いよいよ取り崩すものがなくなれば、その時には国保税の税率を改正して引き上げるといことも、将来的には考えていかなければならないと思っております。

(中村委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員どうぞ。

中村委員

そうすると、普段からもされているとは思いますが、財政状況について、

もうちょっと分かりやすく市民の方々に周知する、実際の納付金とか支出状況とかについて市民の方々の理解を得ていくためにも、広報していく必要があるのではないかと思います

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

ただいまのご指摘は、貴重なご意見として承ります。今後もそういった部分について、市民に対してわかりやすく説明できるよう配慮しながら対応して参りたいと思います。ありがとうございました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「平成31年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、その他の事項につきまして事務局からありましたら、お願いします。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

委員の皆様におかれましては、本日の協議会でも市長からの諮問があり、先ほど、2件ともご答申をいただきました。誠にありがとうございました。

事務局のほうから、ここで、市長からの諮問事項に関することについて、ご意見を伺いたいことがございますので、私から説明をさせて戴きます。

本協議会は、国民健康保険に関する条例等の改正や、毎年度の国民健康保険特別会計の当初予算並びに補正予算等について、市議会における議決案件につきまして、「市議会への上程前にこの運営協議会に諮る必要がある」という説明を、以前させていただきました。事務局のこれまでの考え方としては確かにその通りでありましたが、改めて協議会の位置づけについて、次ように整理をさせていただきますと、1点目として、協議会の性格としては市長の諮問機関であること。2点目として、協議会の役割としては、国保事業の運営に関する事項について、市長からの諮問に対して審議し、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するものであること。

以上2点から、市長の判断のために、必要な意見を委員の皆様からいただく、ご意見を得ることを目的として、今後、市長が諮問をする案件について吟味を

して参りたいと考えております。

具体的には、国の税制改正等を除く花巻市独自の国民健康保険税に関する税率改正や新年度当初予算については、その性格において政策的判断が伴いますことから、協議会を開催しての諮問をすることに変わりはありませんが、昨年8月に「書面評決」をさせていただいた「前年度分の国庫支出金等の精算等で返還金が生じた場合」や、「各種の決算見込みに応じて歳入歳出の金額調整の結果として年度途中で補正をする場合」について、これは慣例的な補正になります。財政運営上、「必ず実施しなければならない」ケースがほとんどでありまして、本協議会に意見を求めることの必要性が少ないことから、今後は諮問を行わない方向性、考え方とさせて戴きたいと考えているところでございます。

この件につきまして、委員の皆様からご意見、ご異論があればお伺いをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

(阿部委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、阿部委員どうぞ。

阿部委員

予算の補正については、当然、市の事業運営に必要なだということ、今のご説明の中で十分理解させていただいたと思います。

最終的な収支については、今までどおり決算の段階でご報告いただける、あとは、新年度の予算についても、事業計画等をお示しいただきながらお諮りいただけるということであれば、補正につきましては、協議会で審議しなくても、市の財政運営という重大事項でありますので、そこは問題ないのかなと、わたくし個人的には思ったところでございます。

会長（藤本莞爾委員）

はい、ありがとうございました。ご理解をいただいたということのようです。ご異議が無いようですので、そのようにお願いします。

このほかに、委員の皆さまから何かございませんでしょうか？

(「なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

無いようですので、これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長（畠山敬志君）

本日は委員の皆様から多くのご意見いただきましたので、今後も国保財政の適正な運営と事業実施に務めて参りたいと思います。

以上をもちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

(閉会 午後1時55分)